



勤務を希望する人は登録を

平成25年度 町の臨時職員登録者を募集

役場臨時職員の採用は登録制です。登録者を募集します。

登録後、欠員などが生じた場合に、試験を行い採用となります。なお、採用する人員枠が限られていますので、登録しても試験案内ができない場合があります。ご了承ください。

▼応募要件

- ①平成25年4月1日現在、満18歳に達している人。
- ②業務によっては免許・資格を要するものもあります。

▼業務内容

業務繁忙期における臨時業務あるいは職員の補助業務。職員が産前産後休暇、育児休業、病気休暇を取得した際の代替業務などです。

▼勤務時間

原則、一日7時間45分以内。職種により土・日曜日および祝日の勤務があります。

▼賃金

業務内容によって異なります。

▼登録の有効期間

平成26年3月31日まで（有効期間が経過した場合または、提出書類に変更が生じた場合には、その都度新たな提出が必要です。）

▼応募方法

次の提出書類を総務政策課庶務行政室に提出してください。

- ①「吉岡町臨時職員登録申請書」（町指定様式）総務政策課庶務行政室窓口から受取るか、町ホームページからダウンロードしてください。
- ②免許・資格証の写し（免許・資格を要する職種の場合もあります。）

▼受付

役場開庁時間内（※平日午前8時30分～午後5時15分）に総務政策課窓口で、随時受付。※詳しい内容については問い合わせるか町ホームページを参照してください。

▼問合せ先

総務政策課庶務行政室
☎26・2240（直通）

期限内に申請しましょう

農振除外申請の受付開始

「農業振興地域の整備に関する法律」は農業振興地域における優良農地を確保し、農業の健全な発展のため、他用途への転用などを制限するために定められた法律です。

町の農地は、大部分が農業振興地域に指定されています。しかし、社会情勢の変化などにより土地利用計画を変更する必要が生じた時には、緊急でやむを得ないものに限り、農用地区域からの計画変更（除外・編入）をすることが認められています。

町では、年1回4月に受付けています。期限内に申請しましょう。

なお、申請しても計画変更の要件がすべて満たされなければ除外できません。

また、過去に除外をされ、現在も農地転用をしていない土地をお持ちの人は、新たに申請しても承認されないことがあります。

▼申請受付期間

4月1日①～30日②の役場開庁時間内（※平日午前8時30分～

午後5時15分）

※受付期間外の申請は、受理できません。

▼受付・問合せ先

産業建設課産業振興室
☎26・2280（直通）

お願いします

農地の保全管理

管理が行き届いていない農地について、さまざまなる被害が出ています。雑草などを放置しておくと、野生動物の絶好の隠れ場所となる、火災・病害虫・交通事故などの発生原因となる恐れがあり、周囲の耕作地や住民に迷惑です。除草などをして荒廃農地解消にご協力をお願いします。

▼問合せ先

産業建設課農業委員会事務局
☎26・22800（直通）



自動車税に関するお知らせ
廃車・変更などの手続きはお早めに



軽自動車税

軽自動車税は、毎年4月1日現在の所有者に課税されます。

軽自動車・バイク・小型特殊自動車・耕運機などを使用しなくなった、譲渡した場合は、手続きをしないと、元の所有者に課税されます。また、住所を変更した場合は、変更手続きが必要です。

手続きが済んでいない人は、早急に手続きをお願いします。

※軽自動車の種類により手続きする場所が異なります。ご注意ください。

車の種類と手続き・問合せ先

吉岡町ナンバーが付いた
125cc以下のバイク、小型特殊自動車

財務課税務室 ☎26-2237(直通)

軽二輪(125cc超250cc以下)

群馬県自動車整備振興会 ☎027-261-0221(音声案内)

二輪の小型自動車(250cc超)

関東運輸局群馬運輸支局 ☎050-5540-2021(音声案内)

軽四輪

軽自動車協会群馬事務所 ☎027-261-4621(音声案内)

自動車税

自動車税は、毎年4月1日現在の車検証上の所有者(割賦販売の場合は使用者)に課税となる県税です。

次の場合は**3月29日(金)**までに運輸支局で必ず手続きを済ませてください。

▼手続きが必要な場合

- ・自動車を買った、または下取りに出した。
- ・自動車を廃車した。
- ・住所、氏名を変更した。

▼手続きをしないと

- ・既に使用していない自動車の税金を納めることになる、転居先に納税通知書が届かないなど、トラブルの原因になります。

- ・自動車の売買や譲渡などで登録内容に変更があったときは、確実に運輸支局で手続きを行ってください。

- ・販売業者などに手続きを依頼したときは、手続きが済んでいるか必ず確認してください。

問合せ先

自動車税について

県自動車税事務所 ☎027-263-4343
(または県税事務所、県行政県税事務所)

登録について

関東運輸局 ☎045-211-7253



▼一時的に住所を変更する場合は「ぐんま電子申請受付システム」で納税通知書の発送先を変更できます。詳しくは県ホームページ <http://www.pref.gunma.jp/> シンクセスし、検索キーワード「自動車をお持ちで住所を変更された方へ」で検索してください。

祝ご長寿

山池とくさん(大久保)

100歳おめでとうございます

とくさんは大正2年2月23日生まれ。

デイサービスをととても楽しみにしているそうです。

家族から「おばあちゃん、一世紀生きちゃったもん、すごいね。」と話しかけられる姿が印象的でした。

町と社会福祉協議会では、100歳の慶祝訪問を行い記念品などを贈りました。

これからもお元気でいてください。



平成25年度以降も実施します 窓口時間延長サービス

仕事などのため、役場開庁時間内に来庁することが難しい人へのサービスとして、一部窓口業務の時間延長を実施しています。同様の内容で4月以降も実施します。

▼日時

毎月第1・第3月曜日の午後6時まで

※月曜日が祝日などで閉庁の場合は、翌開庁日になります。
※広報のスケジュールカレンダーに掲載します。

▼実施窓口

町民生活課町民サービス室

▼業務内容

戸籍・除籍謄抄本・その他戸籍証明書・住民票謄抄本・印鑑証明書・印鑑登録証交付・身分証明書などの諸証明書（町制施行証明書）※印鑑証明書および町制施行証明書以外は、本人確認が必要となります。

▼必要となる本人確認書類

写真付きの官公庁発行の身分証明書（運転免許証・パスポート・住基カードなど）

▼問合せ先

町民生活課町民サービス室
☎26・2244（直通）

3月中に受付をします 紙おむつなどの購入費助成事業

町では紙おむつや尿取りパットの購入費を助成しています。対象となる人は申請してください。

▼対象者

町在住・在宅で、常時紙おむつを使用し、次のいずれかに該当する人

- ・65歳以上で要介護3～5
- ・3歳以上で身体障がい者手帳
- 1・2級または療育手帳Aをお持ちの人

▼申請期間

3月1日（金）～4月1日（日）

▼申請方法

申請書（印かんが必要）、日付が平成24年10月1日から平成25年3月31日までの領収書を提出。

※申請書は福祉室窓口で受取るか、町ホームページからダウンロードもできます。

▼上限額

1万円（※審査後、指定された口座に振り込み。）

▼提出・問合せ先

健康福祉課福祉室
☎26・2247（直通）

調査ご協力をお願い ボランティア活動に携わっている団体・人へ

町では、ボランティア活動に携わっている団体の活動状況を把握するため、調査を行います。

活動状況を広報やホームページで広く伝え、今後の参考や、活動の充実と発展に役立てたいと考えています。

また、ボランティアに関心がある人達に関連団体を紹介し、新たな担い手の募集に努め、人

材の拡大を図ることを目的としています。

ボランティア活動団体代表者の人は、主旨をご理解の上、調査用紙を提出してください。

調査記入用紙は、町民サービス室窓口を用意しており、町ホームページからダウンロードもできます。

▼問合せ先

町民生活課町民サービス室 ☎26・2244（直通）

人権擁護委員 委嘱されました

人権擁護委員の主な仕事は、地域の皆さんから人権相談を受ける、人権について広く関心を持ってもらえるような啓発活動を行うなどです。

お気軽にご相談ください。

再任

石井 洋子さん（大久保）

新任

大貫ふた葉さん（大久保）

新任

大谷 修司さん（上野田）

退任

小林 明久さん（大久保）

退任

杉山 良三さん（上野田）

ご活躍いただき、
ありがとうございます。

平成25年1月1日付



各地区を巡回します

犬の登録と狂犬病予防注射

狂犬病の予防注射は、1年に1回受けることが法律で義務付けられています。

また、新しく犬を飼う場合は犬の登録が必要です。

町は、各地区を巡回し、犬の登録と予防注射を実施します。都合の良い会場へお越しください。なお、登録済みで注射を済ませていない人には注射通知書が送付されます。お出かけの際にご持参ください。

料 金 ※おつりのないようご注意ください。	
新規	6,300円 〔注射料2,750円 注射済票手数料550円 登録手数料3,000円〕
注射のみ	3,300円 〔注射料2,750円 注射済票手数料550円〕

春の集合注射日程表

	会 場	時 間
4月6日 (土)	漆原文化センター	9:00～ 9:30
	駒寄住民センター	9:45～10:10
	三津屋田端公会堂	10:20～10:40
	大久保集落センター	10:50～11:10
	児童館	11:20～11:50
4月13日 (土)	小倉集会所	9:00～ 9:40
	小井堤町コミュニティセンター	9:50～10:10
	上野田集落センター	10:20～10:40
	役場北駐車場	10:50～11:30
	木戸集落センター	11:40～12:00
	下八幡神社	13:10～13:30
5月12日 (日)	陣場公会堂	13:40～14:00
	小倉集会所	9:00～ 9:20
	役場北駐車場	9:30～10:10
	木戸集落センター	10:20～10:35
	大久保集落センター	10:50～11:05
	駒寄住民センター	11:15～11:30
	漆原文化センター	11:40～12:00

▼注意事項

・注射会場では、常に飼い主が犬をおさえられるようにしてください。

・登録された愛犬に変更事項(死亡・住所異動)があった場合には届出が必要です。必ず町民生活課生活環境室へご連絡ください。



お知らせ
避妊・去勢手術補助制度は平成25年3月31日で廃止されます。

▼問合せ先
町民生活課生活環境室
☎26・2243 (直通)

大久保寺下・駒寄自治会 宝くじ助成事業を

活用して一般備品などを整備

町内の2つの自治会では、「魅力あるコミュニティ助成事業」の助成金を受け、新たな備品を購入しました。公益財団法人群馬県市町村振興協会からの市町村振興宝くじ(通称サマージャンポ宝くじ)によるものです。

それぞれが自治会運営などに必要な一般・伝統芸能備品の整備を図り、今まで以上に充実した取り組みを目指します。購入した備品

【大久保寺下自治会】法被
【駒寄自治会】やぐら・エアコン



▲駒寄自治会のやぐら



申請受付は3月11日(月)～29日(金)
平成25・26年度 小規模工事等登録について

町が発注する小規模な工事、業務委託、建設資材・物品の購入などの契約のうち、競争入札参加資格審査申請による有資格者名簿に登録されていない人も契約することができます。「小額で、内容が軽易な契約を希望する人」を業種別に登録し、発注時に業者選定の対象とするものです。

なお、登録申請の書類審査に合格して、申請書を受理された場合は、改めて通知はされません。登録後に契約相手として不相当と認められた場合のみ、登録を抹消し通知をします。

概要は工事130万円以下、財産(物品)80万円以下、その他50万円以下などの案件で随意契約のできる工事などの範囲です。



▼登録対象者

吉岡町の競争入札参加資格審査申請(電子申請)をしていない人で吉岡町に住所を有する個人または法人。

※平成23・24年度に登録した業者も改めて登録が必要です。

▼申請方法

申請書および関係書類を財務課財政室に提出。申請用紙は、町ホームページからダウンロードしていただくか役場財務課および町商工会の窓口で配布しています。

▼受付期間

3月11日(月)～29日(金)

※その後申請する場合は、財政室までお問合せください。

▼有効期間

平成25年4月1日～平成27年3月31日

▼問合せ先

財務課財政室
 ☎26・2236 (直通)

入札経過・結果の情報

入札日 平成25年1月31日

工事等番号	工事・委託名	工事・委託場所	参加業者数	予定価格(税抜き)	落札金額(税抜き)	落札率	落札業者	主管課等
90	平成24年度 吉岡町本宿団地屋上防水・外壁改修工事実施設計業務委託	大久保地内	7社	3,490,000円	3,290,000円	94.3%	株式会社丸進建築設計事務所	財務課
91	平成24年度 吉岡町立明治小学校遊具設置工事	北下地内	4社	2,520,000円	2,400,000円	95.2%	株式会社イソベスポーツ	教育委員会事務局
92	平成24年度 社会資本整備総合交付金事業 吉岡町流域関連公共下水道枝線単独第7-6工区工事(下野田地区)	下野田地内	4社	1,390,000円	1,370,000円	98.6%	株式会社原沢組	上下水道課
93	平成24年度 町道 北下・長岡線路肩緊急補修工事	北下地内	5社	2,540,000円	2,500,000円	98.4%	森喜建設株式会社	産業建設課
94	平成24年度 町道 北窪1号線側溝改修工事	漆原地内	5社	2,440,000円	2,380,000円	97.5%	森喜建設株式会社	産業建設課
95	平成24年度 町道 猪子土手線側溝緊急補修工事	小倉地内	5社	2,640,000円	2,600,000円	98.5%	株式会社原沢組	産業建設課

今月の納税

国民健康保険税……9期
介護保険料……………9期
後期高齢者保険料…9期

納期限 4月1日(月)

便利で確実な口座振替も
利用できます

土地・家屋の価格など

「縦覧帳簿の縦覧」と「課税台帳の閲覧」

平成25年度の土地・家屋の価格等縦覧帳簿の縦覧と課税台帳の閲覧を行います。

▼時間

午前8時30分～午後5時15分

▼場所

財務課税務室窓口

▼問合せ先

財務課税務室

☎26・2237（直通）

縦覧帳簿の縦覧

縦覧は、固定資産税の納税者が本人の土地・家屋とほかの土地・家屋との評価額を比較し、評価額が適正かどうかを判断するための制度です。土地の納税者は土地の、家屋の納税者は家屋の「価格等縦覧簿」をそれぞれ無料で縦覧できます。

▼期間

4月1日①～30日②

（土・日曜日、祝日は除く）

▼内容

町内の土地や家屋の評価額が記載された縦覧帳簿の縦覧（所有者の住所や氏名など個人情報報は記載されていません。）

▼縦覧できる人

納税者、納税者の委任を受けた人

▼持参するもの

印鑑、委任を受けた人は委任状

課税台帳の閲覧

閲覧は、固定資産課税台帳に本人の資産が記載された部分を確認するためのものです。

課税台帳の内容は、納税通知書に添付する課税明細書にも記載してあります。

▼期間

4月1日①～平成26年3月31日

②（土・日曜日、祝日は除く）

▼内容

固定資産の価格と税額を記載した課税台帳の閲覧

▼閲覧できる人

固定資産の所有者、納税管理人、賃借人など、これらの人から委任を受けた人

▼持参するもの

印鑑、委任を受けた人は委任状、賃借人は契約書

▼手数料

300円

※縦覧期間中（4月1日①～30日②）は無料

学年末休み

高学年向けの児童クラブを開所します

児童館では、学年末休みの期間限定で小学校高学年を対象に児童クラブを開所します。

▼対象

小学校四～六年年の児童で、両親や祖父母が外勤などにより、

昼間家にいない家庭の児童

▼開設日 3月27日①～30日②

▼開所時間

午前8時～午後6時30分

▼利用料

三千元

▼申込方法

申込書および就労証明書を健康福祉課福祉室窓口で配付します。（町内に祖父母がお住まい

の場合は、祖父母の就労証明書

も必要）必要事項を記入の上、

左記まで提出してください。

▼申込締切 3月15日③

▼申込・問合せ先

健康福祉課福祉室

☎26・2247（直通）

青少年健全育成を進めるために

最終回

町青少年健全育成会活動方針は『一人ひとりが自覚をもち、青少年が健全に成長できる家庭・地域づくりを進めよう』です。具体的には「家族の対話を増やし、心のふれあいを深めよう」「大人が自らの行動を問い直し、地域全体で青少年を守り育てよう」というものです。

家庭は、子どもが人間として成長するための最も基本的な場所です。子どもは親を見て育ちます。基本的な生活習慣や善悪の判断、規範意識などのしつけや、親自身の生き方、日ごろの姿勢が子どもの手本になります。

また、地域社会は、青少年にとって子どもから高齢者まで様々な人たちとの関わり、自然や文化などのふれあいを通して豊かな人間性や生きる力を育む場です。「地域の子どもは地域で育てよう」という考えのもと、大人自らが地域社会の活動に参画し、子どもたちを支え見守っていきましょう。

そんな思いで1年間、青少年健全育成に関する活動を紹介してきました。人口増加の吉岡町です。これからも活動を活発化していきましょう。

